

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 27 年 6 月 15 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。
- 第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。
- 第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10条の10」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)及び第13条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例(平成26年境港市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定(2輪

のもの（側車付のものを含む。）及び4輪以上のもの中専ら雪上を走行するものに係る部分を除く。）」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第4号中「、第52条第1項及び」を「、第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）及び4輪以上のもの中専ら雪上を走行するものに係る部分に限る。）」、第2号イ及び第3号並びに」に、「、附則第4条」を「、附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）及び4輪以上のもの中専ら雪上を走行するものに係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）及び4輪のもの中専ら雪上を走行するものに係る部分に限る。）」、第2号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の境港市税条例（昭和30年境港市条例第6号。以下「新市税条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新市税条例及びこの条例による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 法人市民税均等割の税率区分の見直し（第1条関係）

[改正前] 資本金等の額により、均等割の税率区分を決定

[改正後] 次のいずれか多い方の額により、均等割の税率区分を決定

(1) 資本金等の額±無償増減資等の調整

(2) 資本金の額+資本準備金の額又は出資金の額

### 2 固定資産税（土地）の負担調整措置の継続（第2条関係）

平成27年度から平成29年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

### 3 2輪車等に係る軽自動車税の引上げ時期を1年延期（第3条関係）

平成27年度から引上げられることとされていた原動機付自転車、2輪車等に係る税率について、適用開始を1年延期し、平成28年度より適用する。

区 分			標準税率		適用時期	
			現行	改正後		
原動機付 自転車	50cc以下		1,000	2,000	平成27年度→平成28年度 (1年延期)	
	50cc超～90cc以下		1,200	2,000		
	90cc超～125cc以下		1,600	2,400		
	ミニカー		2,500	3,700		
軽自動車 及び 小型特殊 自動車	2輪車		2,400	3,600	平成27年4月1日以後 に初めて車両番号の指 定を受けたものから新 税率を適用 (従来どおり)	
	3輪車		3,100	3,900		
	4輪車	乗用	営業用	5,500		6,900
			自家用	7,200		10,800
	4輪車	貨物	営業用	3,000	3,800	
			自家用	4,000	5,000	
	専ら雪上を走行するもの		2,400	3,600	平成27年度→平成28年度 (1年延期)	
農耕車		1,600	2,400			
特殊作業用		4,700	5,900			
二輪の小型自動車			4,000	6,000		

### 4 施行期日

3については、公布の日

1、2については、平成27年4月1日

(参 考)

## 地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 27 年 6 月 15 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治



## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第22条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	備 考
医療分	51万円	52万円	1万円引上
後期高齢者支援分	16万円	17万円	1万円引上
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	14万円	16万円	2万円引上
計	81万円	85万円	

### 2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

#### （1）5割軽減

[現 行] 33万円 + (24万5千円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (26万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

※1被保険者数あたり1.5万円の上乗せとなる。

#### （2）2割軽減

[現 行] 33万円 + (45万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (47万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

※1被保険者数あたり2万円の上乗せとなる。

### 3 施行期日

平成27年4月1日

議案第40号

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例制定について

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 6 月 1 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、控除対象特定非営利活動法人の指定の手續及びその適正な運営を確保するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 控除対象特定非営利活動法人 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。ただし、第4条第2項においては、同法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。
- (2) 指定 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、控除対象特定非営利活動法人として地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例で定めることをいう。
- (3) 実績判定期間 地方税法第314条の7第3項の申出又は第7条第2項の規定による申出（以下この条において「指定等申出」と総称する。）の直前に終了した事業年度の末日（指定等申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から当該指定等申出の日までの間で当該特定非営利活動法人が選択する日。以下「基準日」という。）以前5年（市の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められたことがない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち、最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。
- (4) 判定基準寄附者 各事業年度（基準日が事業年度の末日以外の日である場合にあっては、基準日から起算して遡った各年。次号及び第4条において同じ。）における寄附金（寄附者の氏名又は名称及び住所が明らかなものに限る。）の総額（寄附者が個人である場合にあっては、その者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が1,000円以上である寄附者をいう。ただし、指定等申出をする特定非営利活動法人の役員及びその者と生計を一にする者を除く。
- (5) 判定基準活動者 指定等申出をする特定非営利活動法人が各事業年度において行う特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）に対し、無償で労力を提供した者（氏名及び住所が明らかな者に限る。）をいう。ただし、当該特定非営利活動法人の役員、社員及び職員並びにこれらの者と生計を一にする者を除く。
- (6) 指定の取消し 特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人（市の条例で定められているものに限る。第4条第2項を除き、以下同じ。）でなくするこ

とをいう。

(指定申出等)

第3条 特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項の申出（以下「指定申出」という。）をしようとするときは、市長に対し、申出書を提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 次条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (3) 当該指定申出の直前に終了した事業年度の事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）
- (4) 役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）
- (5) 定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。以下同じ。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、第1項の規定による申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公告するとともに、当該申出書に添付された前項各号に掲げる書類を、当該公告の日から1か月間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(指定手続を行う基準)

第4条 市長は、指定申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な条例を制定するための手続（以下「指定手続」という。）を行うものとする。

- (1) 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。
- (2) 実績判定期間内に行った事業が、市民の福祉の増進に資するものであると市長が認める活動を推進するものであること。
- (3) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 実績判定期間内の各事業年度における判定基準寄附者（判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者を除く。）の実数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。

イ 実績判定期間内の各事業年度における判定基準活動者（判定基準活動者と生計を一にする他の判定基準活動者を除く。）の実数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。

- (4) 次に掲げる書類を、法第28条第1項及び第2項の規定により事務所に備え置き、同条第3項の規定により閲覧させていること。

ア 事業報告書等

イ 役員名簿

ウ 定款等

- (5) 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、毎事業年度2回以上、会報紙の発行又はホームページへの掲載その他適当な方法により公開していること。
  - (6) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。
  - (7) 当該指定申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- 2 鳥取県の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が前項に掲げる基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。
- 3 基準日以前5年以内に合併した特定非営利活動法人に対する第1項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第15条第1項各号（第3号及び第6号を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当したため同項に規定する指定取消手続が行われ、控除対象特定非営利活動法人でなくなった場合において、その指定取消手続の原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者で、その控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの

イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者

(2) 第15条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したため同条第1項に規定する指定取消手続が行われ、控除対象特定非営利活動法人でなくなった場合において、その控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの

(3) 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの

（指定の通知等）

第6条 市長は、指定手続に係る条例を公布したときは、当該指定に係る控除対象特定非営利活動法人に対し、速やかに当該指定があった旨を書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定手続を行わなかったときはその旨及びその理由を、指定手続に係る条例の制定に関する議案が議会で否決されたときはその旨を、当該指定申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

3 市長は、指定手続に係る条例を公布したときは、インターネットの利用その他の方法により、当該指定があった旨及び当該指定に係る控除対象特定非営利活動法人

に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地
- (4) 指定があった年月日
- (5) 事業の内容
- (6) 事業を行う県内の地域
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(指定期間及び更新)

第7条 指定の期間（以下「指定期間」という。）は、指定があった日（指定期間が更新された場合にあっては、当該更新前の指定期間の満了の日の翌日）から起算して5年とする。

- 2 指定期間の更新を受けようとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間内に、市長に対し、その旨を申し出なければならない。
- 3 指定期間の更新の手続については、第3条から前条まで（第4条第1項第7号及び第5条第2号を除く。）の規定を準用する。

（役員の変更等の届出、事業報告書等の閲覧等）

第8条 控除対象特定非営利活動法人は、役員名簿に記載した事項若しくは定款又は第6条第3項各号（第4号を除き、前条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、市長に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

- 2 市長は、第6条第3項第1号、第3号、第5号又は第6号（これらの規定を前条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその内容を公表しなければならない。
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

（申出書の添付書類の備置き等）

第9条 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号及び第2号（これらの規定を第7条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる書類を、控除対象特定非営利活動法人である間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の地方税法第314条の7第4項に規定する寄附者名簿
  - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号（これらの規定を第7条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。
- （役員報酬規程等の提出）
- 第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。
- （解散の届出）
- 第11条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- （控除対象特定非営利活動法人の合併）
- 第12条 控除対象特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第4項の規定により申請書を提出した日から1か月以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。
- （報告及び検査）
- 第13条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。



- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（次項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。ただし、市長が当該検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、市長は、当該検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、第1項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による検査において前2項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該検査をする職員が、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、前2項の規定は、当該事項に関する検査については、適用しない。
- 5 第1項の規定による検査（前項の規定により行うこととなった検査を含む。以下同じ。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第14条 市長は、控除対象特定非営利活動法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその内容を公表しなければならない。

（指定の取消し）

第15条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定の取消しのために必要な条例を制定するための手続（以下「指定取消手続」という。）を行わなければならない。

- (1) 第5条第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により控除対象特定非営利活動法人となったとき。
- (3) 指定期間が更新されなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。
- (5) 控除対象特定非営利活動法人から指定の辞退の申出があったとき。
- (6) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定取消手続を行うことができる。

- (1) 第4条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条第1項又は第12条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 正当な理由がないのに第8条第3項又は第9条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- (4) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (5) 第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (6) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 市長は、指定取消手続に係る条例を公布したときは、当該指定の取消しに係る特定非営利活動法人に対し、速やかに当該指定の取消しがあった旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 市長は、指定取消手続に係る条例を公布したときは、インターネットの利用その他の方法により、当該指定の取消しがあった旨及びその理由を周知しなければならない。

（誤認させる行為の禁止）

第16条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、控除対象特定非営利活動法人であると誤認させる行為をしてはならない。

（協力依頼）

第17条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、控除対象特定非営利法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の申出書又は第3条第2項各号（第7条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に不実の記載をしたとき。
- (2) 第8条第1項、第11条又は第12条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (4) 第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (5) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 控除対象特定非営利活動法人の指定手続等について整備（第3条から第7条まで関係）

特定非営利活動法人が、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる「控除対象特定非営利活動法人」としての指定を受けるための申出手続、申出があった場合の指定手続を行う基準等についての規定を整備する。
- 2 控除対象特定非営利活動法人の適正な運営のための規定を整備（第8条から第15条まで関係）

控除対象特定非営利活動法人の適正な運営を確保するための措置（定款等の変更についての届出及び公表、事業報告書等の閲覧、市長による検査、勧告、命令等）についての規定を整備する。
- 3 施行期日  
公布の日

議案第 4 1 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第8項中「寮等の所在」を「寮等の所在、法人番号」に改める。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、

氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第91条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

第139条の3第1項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日ま

で、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 8 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3



月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中境港市税条例の一部を改正する条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 市税条例第23条第2項の改正規定及び境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。）附則第16条の2の改正規定並びに次条第5項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日
- (3) 市税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改定規定並びに一部改正条例附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第2項及び第6項、附則第3条第1項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条第2項第1号の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 3 この条例による改正後の一部改正条例（以下「新一部改正条例」という。）附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新一部改正条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 4 新一部改正条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民

税について適用する。

5 新条例第23条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第36条の2第8項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる、この条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに新第一部改正条例附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに新第一部改正条例附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びにこの条例による改正前的一部改正条例（以下「旧一部改正条例」という。）附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新第一部改正条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新第一部改正条例第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧一部改正条例附則第16条の2に規定する喫煙用

の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したも

のとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4

		項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項

	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成29年10月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の から	第 9 項の 、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第98条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第98条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第100条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第101条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成30年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項におい

		て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
-----	----	------



	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 個人番号及び法人番号の規定の整備（第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139の3、第149条、附則第10条の3関係）

申請書、申出書及び申告書等に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定される個人番号及び法人番号の項目を追加
- 2 所得税の国外転出時課税の規定の適用除外（第33条関係）

国外転出をする居住者が有価証券等を有する場合、その国外転出時に有価証券等の譲渡をしたものとみなして譲渡所得の金額を計算する等の所得税の特例規定を市民税には適用しない。
- 3 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等（附則第7条の3の2関係）

適用期限を1年6か月延長し、平成31年6月30日までに居住した場合を適用対象とすることから、適用期限の年度を平成41年度に、居住年を平成31年に改正
- 4 個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等（附則第9条、第9条の2関係）

確定申告を必要とする現在の申告手続について、確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合、次の手順により確定申告を行わずに控除を受けることができる。

  - (1) 寄附金を支出する際、寄附金を受領する都道府県又は市町村に対し、申告特例通知書を送付することを求める。
  - (2) 送付の求めを受けた都道府県又は市町村は、当該求めを行った寄附者の住所の所在地の市町村に申告特例通知書を送付する。
  - (3) 申告特例通知書の送付を受けた市町村は、寄附金控除の手続きを行う。
- 5 固定資産税における「わがまち特例」の規定（附則第10条の2関係）

新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る税率の減額措置について、地方税法の定める範囲内で特例割合を規定

[特例割合] 税額の3分の2を減額
- 6 軽自動車税におけるグリーン化特例税率（軽課）の新設（附則第16条関係）

新規取得した軽4輪等（3輪以上の軽自動車）の軽自動車税について、その環境

性能に応じたグリーン化特例税率（軽課）を新設

[適用期間] 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽4輪等

[軽課年度] 平成28年度のみ

[対象及び軽課税率]

区 分	標準税率	軽課①	軽課②	軽課③
軽自動車3輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車4輪乗用(自家用)	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
軽自動車4輪乗用(営業用)	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車4輪貨物(自家用)	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
軽自動車4輪貨物(営業用)	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

(1) 軽課① 税率を概ね100分の75軽減

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）

(2) 軽課② 税率を概ね100分の50軽減

ア 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い乗用の軽自動車

イ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成27年度燃費基準値より35%燃費性能の良い貨物用の軽自動車

(3) 軽課③ 税率を概ね100分の25軽減

ア 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成32年度燃費基準値を満たす乗用の軽自動車

イ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成27年度燃費基準値より15%燃費性能の良い貨物用の軽自動車

7 市たばこ税の特例税率の段階的廃止（附則第16条の2関係）

旧3級品の製造たばこに適用されていた特例税率を段階的に廃止

[旧3級品の税率]

(単位：円/1,000本)

実施時期	税 率
現 行	2,495
平成28年4月1日	2,925
平成29年4月1日	3,355
平成30年4月1日	4,000

平成31年4月1日	5,262
(参考)旧3級品以外の税率	5,262

8 施行期日

3～6については、公布の日

2については、平成28年1月1日

7については、平成28年4月1日

1については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

議案第 4 2 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 法の改正に伴う所要の改正

「地方税法等の一部を改正する法律」による「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の一部改正に伴い、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税対象所得の特例に利子所得等を加える。

### 2 施行期日

平成28年1月1日

議案第 4 3 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治



## 境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例（平成13年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中

「

外江児童クラブ	境港市外江町2179番地
---------	--------------

」を

「

外江児童クラブ	境港市外江町2105番地
---------	--------------

」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年7月13日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 外江児童クラブの位置を移転  
移転前 外江町2179番地 外江子ども会館  
移転後 外江町2105番地 外江小学校
  
- 2 施行期日  
平成27年7月13日

議案第 4 4 号

境港市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例制定について

境港市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 境港市災害遺児手当支給条例（昭和47年境港市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害」を「障がい」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

（1）父又は母

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「維持する者で、前2号に掲げる者以外の者」を「維持する者」に、「及び母」を「及び母のいずれも」に、「障害の状態にあるとき」を「障がいの状態にあり」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第2項第1号を削り、同項第2号中「母が婚姻」を「その生計を維持し、又は同じくする父又は母が再婚」に、「した者で、その配偶者と生計を同じくする者」を「した者」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を削り、第4号を第2号とする。

第2条 境港市災害遺児手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

（3）その生計を維持し、又は同じくする者の前年（1月から6月までの間に支給される手当については、前々年）の所得について、所得税が課されている者

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げる者が、平成27年11月2日までの間に第1条の規定による改正後の境港市災害遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する災害遺児手当（以下「手当」という。）の支給は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

（1）平成27年7月1日において現に新条例第3条の規定による手当の支給の要件（以下「新支給要件」という。）に該当している者（第1条の規定による改正前の境港市災害遺児手当支給条例第3条の規定による手当の支給の要件（以下「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。） 同月

（2）平成27年7月1日から同年11月2日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。） その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 災害遺児手当の支給対象の改正（第2条及び第3条関係）

- (1) 母の死亡等による支給要件について、父が不在であるという要件を削り、父子家庭にも支給することとする。
- (2) 災害遺児の生計を維持し、又は同じくする者に所得税が課せられている場合、支給対象から除く。

### 2 施行期日

1の(1)については、公布の日

1の(2)については、平成28年4月1日